

柏崎市公共交通運転士就職緊急助成金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の公共交通事業所に勤務する運転士の就職を支援することにより、市内の公共交通の安定的運行を図ることを目的に、予算の範囲内において、就職助成金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和 50 年規則第 29 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業所 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項イ若しくはハ又は同法第 78 条第 2 項に規定する事業を行う事業所をいう。
- (2) 公共交通運転士 道路運送法第 3 条第 1 項イ若しくはハ又は同法第 78 条第 2 項に規定する事業の運転業務を行う者をいう。

(交付対象者の資格)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 柏崎市内に本社又は営業所を有する公共交通事業所において、公共交通運転士となる予定である者
- (2) 1 週間の勤務時間が 1 年を平均して 35 時間以上又は 1 月の勤務時間が 140 時間を超え、かつ、公共交通の運転業務（児童及び生徒の登下校送迎における運転業務を含む。）が全体の勤務時間の 7 割以上を満たす者
- (3) 就職の日から 3 年以上継続勤務することを公共交通事業所の代表者が認める者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 助成金の返還が生じた場合の連帯保証人として、成人した親

族等 1 人を立てられる者

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市内公共交通事業所に就職した日から 60 日以内に柏崎市公共交通運転士就職緊急助成金交付申請書兼実績報告書(別記第 1 号様式)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(助成金交付の決定又は不決定及び額の確定)

第 5 条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに助成金を交付するかどうかを決定し、交付する場合にあっては柏崎市公共交通運転士就職緊急助成金交付決定通知書兼確定通知書(別記第 2 号様式)により、交付しない場合にあっては、柏崎市公共交通運転士就職緊急助成金不交付決定通知書(別記第 3 号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(助成金の額)

第 6 条 助成金の交付額は、一律 30 万円とする。

2 助成金の交付回数は、1 人につき 1 回を限度とし、交付決定の日から起算して 30 日以内に全額を交付対象者に交付するものとする。

(申請事項の変更報告及び休職報告)

第 7 条 交付の決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、第 4 条の規定により市長へ提出した申請書の記載内容に変更が生じた場合又は 1 月以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合は、速やかに柏崎市公共交通運転士就職緊急助成金申請内容変更報告書(別記第 4 号様式)に変更内容又は休暇期間が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部の返還を助成対象者又は連帯保証人に柏崎市公共交通運転士就職緊急助成金返還命令書(別記第 5 号様式)により命ずるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第3条第2号及び第3号に規定する勤務条件が欠格したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。
(助成金返還の例外)

第9条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかの事由により第3条第2号に規定する勤務条件を欠いた場合は、前条の規定による助成金の返還を求めないものとする。

- (1) 死亡、心身の故障その他の事由により、助成金の返還が不能又は困難となったとき。
- (2) 勤務する市内の公共交通事業所の廃業その他助成対象者の責めに帰することができない事由により、助成金の返還が適切でないと認められるとき。
- (3) 勤務する市内の公共交通事業所を退職した日から90日以内に他の市内の公共交通事業所に公共交通運転士として就職し、第3条第2号に規定する勤務条件で、通算して3年以上の勤務が認められるとき。

2 前項各号のいずれかの理由に該当することとなった者は、柏崎市公共交通運転士就職緊急助成金交付要綱第9条に該当する旨の届出書（別記第6号様式）にその事由が分かる書類を添付して市長に届け出なければならない。

(在籍報告)

第10条 助成対象者は、市内公共交通事業所に就職した日から3年を経過するまでの間は、1年を経過する日ごとに当該事業所から証明を得て、柏崎市公共交通運転士就職緊急助成金在籍報告書（別記第7号様式）により勤務の実態を報告しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定に基づき、助成金の返還の必要性が生じた場合は、なお、その効力を有する。